

# 漁業操業等安全対策事業等実施規程

## 第1 総 則

1. 財団法人岡山県水産振興協会（以下「協会」という。）は、寄附行為第33条の規定に基づき、事業の円滑な実施を図るため、漁業操業安全対策事業等実施規程を定める。
2. 協会は、この規程の定めるところに従い、その事業を効果的かつ能率的に実施するものとする。

## 第2 事業の種類

協会が行う事業の種類は、次に掲げるものとする。

### 1. 漁業操業安全対策事業

#### (1) 広報普及事業

漁業の安全操業のための海上交通安全法等関係法令についての啓蒙普及  
その他漁業の安全操業等に関する広報普及

#### (2) 安全操業指導事業

漁業の安全操業及び衝突対策等に関する指導

#### (3) 海難予防対策事業

漁船のレーダー反射装置、救命具、標識灯等海難事故防止に必要な資器材等の装備又は設置

#### (4) 衝突等救難対策事業

##### ア. (遭難漁船遺族救済事業)

操業中の事故により死亡し、又は行方不明となった漁業者の遺族に対する見舞金の給付

##### イ. (漁船乗組員障害救済事業)

操業中の事故により著しく障害をうけた漁業者に対する見舞金の給付

##### ウ. (遭難漁船乗組員等救済事業)

操業中遭難した漁船、乗組員等の救出又は捜索のため出動した漁業者に対する慰労金の給付

エ. (遭難漁船救済事業)

操業中の事故により全損した漁船の船主に対する見舞金の給付

オ. (漁船海難遺児育英事業)

操業中遭難した乗組員の遺児（18才まで）に対する育児育英資金の給付

但し、事故の発生日が平成16年3月31日以前のものによる遺児への給付については、対象年齢上限を従来どおり22才までとする。

(5) 衝突等漁業被害救済事業

船舶の衝突（油の流出を含む）等による漁業被害に関し、漁業者が弁護士等に調査を依頼した場合、その調査費用の助成

2. 漁場環境保全対策事業

(1) 広報普及事業

漁場環境保全に関する啓蒙普及

(2) 漁場汚染等調査研究事業

漁場環境の保全を図るための、漁場汚染の実態、漁場改良等に関する調査研究

(3) 漁業者研修事業

漁場環境の保全その他に関する研修

(4) 漁場清掃等助成事業

漁場及びその周辺の清掃を行い漁場の改良を図るための清掃用資器材の常備

3. 水産公害等救済対策事業

(1) 漁業関係損害補償制度助成事業

漁業者が自主的に漁業災害に対応するため、漁船保険、漁業共済、乗組員厚生共済等に加入した場合、その掛金の一部を助成

(2) 稚魚放流助成事業費

中間育成施設の設置に要する経費の助成

(3) 中間育成施設設置助成事業

中間育成施設の設置に要する経費の助成

(4) 災害資金等利子補給事業

災害等による被害漁業者の災害復旧資金等の借入金に対する利子補給

4. その他協会の目的達成のため理事会が必要と認めた事業

第3 雑 則

この規程の実施に関し必要な事項は、漁業操業安全対策事業等実施要領を定めて行う。

附 則

この規程は昭和56年4月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月16日一部改正）

改正の規程は平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月25日一部改正）

改正の規程は平成16年4月1日から適用する。